

(仮称)ふじみ野市上福岡学校給食センター
整備運営事業

入札説明書

平成25年4月

ふじみ野市

目 次

1. 入札説明書等の位置づけ	1
2. 事業の目的及び内容	2
2.1 事業の目的等	2
2.2 事業名称.....	2
2.3 公共施設等の管理者等の名称	2
2.4 事業予定地及び施設概要.....	2
2.5 事業方式.....	2
2.6 事業期間.....	3
2.7 事業期間終了時の措置	3
2.8 事業の対象範囲.....	3
2.9 事業者の収入	4
2.10 事業スケジュール	5
2.11 遵守すべき法制度等	5
2.12 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	5
3. 事業者募集等のスケジュール	6
4. 入札に関する事項	7
4.1 入札参加者の構成等.....	7
4.2 入札参加者の参加資格要件	7
4.3 構成員の制限	10
4.4 特別目的会社（SPC）の設立等.....	10
4.5 参加資格要件確認基準日.....	11
4.6 代表企業、構成企業及び協力企業の変更.....	11

4.7 入札に関する手続	11
4.8 入札参加に関する留意事項	15
4.9 入札予定価格	16
4.10 担当窓口	17
5. 入札書類の審査	17
5.1 事業者審査委員会	17
5.2 審査方法	17
5.3 落札者の決定	19
5.4 落札者決定通知及び審査結果の公表	19
6. 提案に関する条件	19
6.1 立地条件等	19
6.2 施設の設計・建設・工事監理・維持管理・運営等の提案に関する条件	19
6.3 業務の委託	19
6.4 資金計画・事業収支計画に関する条件	20
6.5 本市の費用負担	20
6.6 サービスの対価	21
6.7 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	21
6.8 土地の使用	21
6.9 保険	21
6.10 本市と事業者の責任分担	21
6.11 財務書類の提出	21
7. 契約に関する事項	22
7.1 契約手続き	22
7.2 契約の枠組み	22
7.3 契約金額	22

7.4 契約保証金	23
7.5 事業者の事業契約上の地位	23
8. 事業の継続が困難となった場合の措置	23
8.1 事業者の債務不履行に起因する場合	23
8.2 本市の債務不履行に起因する場合	23
8.3 不可抗力事由に起因する場合	23
8.4 金融機関との協議	23

1. 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、ふじみ野市（以下「本市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した「(仮称) ふじみ野市上福岡学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）」を実施するに当たり、民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

また、この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、ふじみ野市契約規則（平成 17 年ふじみ野市規則第 60 号）及び本事業の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に合わせ配付する次の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

- ・ 事業契約書（案）：本事業の実施に係わる契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（事業契約書（案）及び事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）
- ・ 要求水準書（添付資料を含む。）：本市が事業者に要求する具体的な設計、建設、維持管理及び運営のサービス水準を示すもの
- ・ 落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの
- ・ 様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの
- ・ 基本協定書（案）：事業契約の締結に向けて、本市と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によるものとする。

2. 事業の目的及び内容

2.1 事業の目的等

(1) 事業の目的

本市は、平成 17 年 10 月 1 日に上福岡市と大井町が合併して誕生した。本市の学校給食は、上福岡学校給食センターと大井学校給食センターの 2 施設で 1 日当たり約 10,000 食を市内の全小中学校に提供している。しかし、上福岡学校給食センターは、昭和 46 年に建設され、建築後 41 年が経過し、平成 6 年から平成 8 年にかけて大規模な施設や設備のリニューアルを行ったが、経年による老朽化が進行し、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）に基づく学校給食衛生管理基準に対応しきれず、より一層の適切な衛生管理が求められている状況にある。また、本市は住宅地としての土地利用が進み、今後数年にわたり児童生徒の増加に伴い、給食提供食数の増加が見込まれ、それに対応できる施設が求められている。

本事業は、PFI 手法を用い、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づいて、施設整備（設計、建設、工事監理）、維持管理及び運営を一体的に実施するもので、民間の資金、経営能力等の活用を図り、将来にわたり安全で良質な学校給食を提供するとともに、良好な施設の整備や事業コスト（ライフサイクルコスト）の削減を図るものである。

2.2 事業名称

（仮称）ふじみ野市上福岡学校給食センター整備運営事業

2.3 公共施設等の管理者等の名称

ふじみ野市長 高畑 博

2.4 事業予定地及び施設概要

本事業の事業予定地と施設概要は次のとおりである。

①事業予定地

事業予定地：埼玉県ふじみ野市中福岡字宮田 122 他

敷地面積：約 5,900 m²

②施設概要

提供食数：最大 7,000 食／日

2.5 事業方式

本事業は、PFI 法第 10 条第 1 項に基づき、公共施設の管理者である本市が事業者と締結する PFI 事業に係る契約書（以下「事業契約書」という。）に従い、事業者が施設整備を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約書により締結された契約（以下「事業契約」という。）に定める事業期間中に維持管理業務・運営業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

2.6 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より平成 43 年 3 月 31 日までとする。

2.7 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、当該施設から速やかに退去する。本市は、経済合理性等を考慮し、事業終了後の当該施設の維持管理業務・運営業務につき必要に応じ事業者と協議する。また、事業者は、当該施設を本市の定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態で、本市に引継ぐものとする。

2.8 事業の対象範囲

事業者が行う事業範囲は、次のとおりである。

(1) 設計業務

- ① 事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査等）
- ② 本施設の設計業務
- ③ 電波障害調査業務
- ④ 本施設整備に伴う各種申請等の業務（交付金申請を含む）
- ⑤ その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

(2) 建設・工事監理業務

- ① 本施設の建設・工事監理業務
- ② 厨房機器等の調達及び設置業務
- ③ 什器・備品等の調達・設置及び什器・備品台帳作成業務
- ④ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- ⑤ 電波障害対策業務
- ⑥ その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

(3) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- ③ 什器・備品等の保守管理業務
- ④ 外構維持管理業務
- ⑤ 環境衛生・清掃業務
- ⑥ 保安警備業務
- ⑦ 修繕業務（注 1）
- ⑧ その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

注 1：大規模修繕については、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成 5 年版）の記述に準ずる。）。

(4) 運営業務

- ①開業準備業務
- ② 献立作成支援（助言）業務
- ③ 食材調達業務支援（助言）業務
- ④ 検収補助業務
- ⑤ 給食調理業務（注 2）
- ⑥ 給食配送・回収業務（注 3）
- ⑦ 洗浄・残滓処理等業務
- ⑧ 食育等実施支援（調理支援、見学者対応を含む）
- ⑨ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

注 2：献立によっては月に 2 回程度（小学校 1 回、中学校 1 回）、給食センターで調理した米飯等を各学校へ配送することがある。

注 3：市側が別途調達・配送した米飯等の残滓についても計量のうえ、回収すること。

※ 運営に関して本市が実施する主な業務は、次のとおりである。

- ①提供食数の決定
- ② 献立作成業務
- ③ 食材調達業務
- ④ 検収業務
- ⑤ 検食業務
- ⑥ 配送校内での配膳
- ⑦ 給食費の徴収管理
- ⑧ 食育等実施業務
- ⑨ 配送校の変更等による食数調整

2.9 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、新給食センターの引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、事業者が実施する施設整備の対価、維持管理業務及び運営業務の対価からなる。

2.10 事業スケジュール

事業スケジュールは、概ね次のとおりとする。

- ・ 事業契約締結： 平成 25 年 12 月
- ・ 事業期間： 事業契約締結日～平成 43 年 3 月 31 日
- ・ 設計・建設期間： 事業契約締結日～平成 27 年 12 月末
- ・ 開業準備期間： 平成 28 年 1 月～3 月末
- ・ 運用開始日： 平成 28 年 4 月 1 日
- ・ 維持管理期間： 施設引渡し日～平成 43 年 3 月 31 日
- ・ 運営期間： 運用開始日～平成 43 年 3 月 31 日

2.11 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）、地方自治法その他、実施方針に記載している各種法令（施行令及び施行規則等も含む）を遵守するとともに、要綱・各種基準（最新版）については適宜参考にすること。なお、記載のない各種関連法令等についても適宜参考にすること。

2.12 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

① モニタリングの目的

本市が本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書にて提示される本市が要求するサービス水準を達成しているか否かを確認するため、モニタリングを行う。

② モニタリングの時期

事業のモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時及び維持管理・運営時の各段階において実施する。

③ モニタリングの方法

モニタリングの方法については、本市が提示した方法に従って事業者がセルフモニタリングを行うこととし、本市は事業者が提出する資料等に基づき評価を実施する。

④ モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定及び支払時期の基準となり、要求水準書に提示される本市が要求するサービス水準を一定限度下回る場合には、支払の延期や支払減額、改善勧告、契約解除等の対象となる。

3. 事業者募集等のスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、次のとおりである。ただし、スケジュールは、状況により前後する場合がある。

スケジュール（予定）	内容
平成25年4月1日	入札説明書等の公表
平成25年4月9日	入札説明書等に関する説明会
平成25年4月19日	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
平成25年5月17日	入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表
平成25年5月31日	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
平成25年6月21日	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
平成25年6月28日	参加表明書の受付締切
平成25年7月19日	入札参加資格審査書類、入札書類の受付締切
平成25年7月末	入札参加資格合否の公表
平成25年9月	審査結果通知、結果の公表
平成25年10月	基本協定締結
平成25年11月	仮契約締結
平成25年12月	事業契約書の議決
平成25年12月	事業契約締結

4. 入札に関する事項

4.1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とし、入札参加グループの代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
- (2) 代表企業あるいは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、参加表明書において明記すること。また、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- (3) 代表企業及びすべての構成企業は SPC に出資するものとし、SPC はふじみ野市内に設置するものとする。また代表企業は、事業期間を通じて出資者中最大の出資割合を持つものとする。
- (4) 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、事業期間を通じて、当該出資者による出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- (5) 入札参加者は、そのすべての企業の担当業務（設計、建設、工事監理、維持管理、運営、その他）を明らかにすること。
- (6) 入札参加者は、SPC から請け負った業務について、事前に本市の承諾が得られた場合には、第三者に委託し、又は下請人を使用することができるものとする。
- (7) 入札参加者は SPC への出資予定者の名称を入札時に明らかにすること。
- (8) 入札参加者は、本店、支店又は営業所の所在地が埼玉県内にある企業を、代表企業、構成企業、協力企業のいずれかとして、1 社以上参加させること。

4.2 入札参加者の参加資格要件

4.2.1 企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、次に掲げる入札参加資格要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則(平成 17 年ふじみ野市規則第 61 号)第 3 条に規定するふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿(平成 25・26 年度)に登録された者。
- (2) 本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた者。
- (3) 入札参加資格審査書類を提出した日から事業契約締結日までに、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (4) 法人である者。
- (5) 入札参加資格審査書類を提出した日から事業契約締結日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づき更生手続き開始の申立てをなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続き開始の申立てをなされていない者。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画取り消し決定を受けて

いない場合を除く。

- (6) 入札参加資格審査書類を提出した日から事業契約締結日までに、会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てをなされていない者。破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条による破産の申立てをなされていない者。
- (7) 入札参加資格審査書類を提出した日から事業契約締結日までに、ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 22 年ふじみ野市告示第 250 号）に基づく入札参加停止期間中でない者。
- (8) 入札参加資格審査書類を提出した日から事業契約締結日までに、代表企業、構成企業及び協力企業が実施する業務を所管する監督官庁の営業停止処分を受けていない者。ただし、運營業務においては、過去 3 年間に学校給食共同調理場で食中毒による営業停止処分を受けていない者。又建設業務にあつては、停止を命じられた営業の範囲が埼玉県内における公共工事に係る者に限る。
- (9) 法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していない者。
- (10) 入札参加資格審査書類を提出した日から事業契約締結日までに、ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 18 年ふじみ野市告示第 284 号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者。
- (11) 本事業において入札参加グループを構成する代表企業及び構成企業は他の入札参加グループの代表企業又は構成企業として参加することはできない。なお、協力企業については、他の入札参加グループの協力企業となることは可能とする。

4.2.2 各業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務に主として当たる者（落札者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ (1)、(2)、(3)、(4)、(5) の要件を全て満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、工事監理業務を行うものと同一の者又は相互に資本面又は人事面において関連がある者が建設業務を実施することはできないものとする。

(1) 設計業務を行う者

設計業務を 1 社の設計企業で実施する場合、a、b、c 及び d の要件を全て満たすこと。また、設計業務を複数の設計企業で実施する場合、次に示す a の要件については、全ての企業が要件を満たし、b、c 及び d の要件は、少なくとも 1 社がいずれの要件も満たすこと。

a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

b. HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO2200 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食施設の設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

- c. 国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体が発注した延べ面積 3,000 m²以上で、平成 15 年度以降に完成した公共施設等の実施設計業務の実績を有すること。
- d. 入札参加資格審査書類を提出した日までに、完成した学校給食施設又は集団調理施設(民間施設も含む)の実実施設計業務の実績を有すること。

(2) 建設業務を行う者

建設業務を 1 社の建設企業で実施する場合、a 及び b の要件を満たすこと。また、建設業務を複数の建設企業で実施する場合、次に示す a の要件については、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていればよいものとし、b の要件は、少なくとも 1 社が満たすこと。

- a. 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項に規定する、建築一式工事、土木一式、電気及び管工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
- b. 国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体が発注した延べ面積 3,000 m²以上の公共施設等の建築一式工事について、平成 15 年度以降に完成した実績を有すること。当該実績は、元請として受注し、かつ、1 の契約によりなされたものであること。
- c. 共同企業体の構成員としての実績とする場合の当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式に限るものとし、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 50%以上であること。

(3) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を 1 社の工事監理企業で実施する場合、a、b 及び c の要件を全て満たすこと。また、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、次に示す a の要件については、全ての企業が要件を満たし、b 及び c の要件は、少なくとも 1 社がいずれの要件も満たすこと。

- a. 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定による、一級建築士事務所登録を受けた者であること。
- b. 国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体が発注した延べ面積 3,000 m²以上で、平成 15 年度以降に完成した公共施設等の工事監理実績を有すること。
- c. 入札参加資格審査書類を提出した日までに、完成した学校給食施設又は集団調理施設(民間施設も含む)若しくは調理施設を有する学校の工事監理の実績を有していること。

(4) 維持管理業務を行う者

- a. 入札参加資格審査書類を提出した日までに、学校給食施設又は集団調理施設(民間施設も含む)若しくは調理施設を有する学校の維持管理業務の実績を有していること。

(5) 運営業務を行う者

- a. HACCP に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO2200 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

b. 入札参加資格審査書類を提出した日までに、学校給食施設又は集団調理施設（民間施設も含む）における調理業務の実績を有していること。

4.3 構成員の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。

(1) 事業者審査委員会に関する制限

本事業の事業者審査委員会の委員（「5.1」に記載）又は、委員が属する組織、企業若しくはその組織と資本面又は人事面において関連がある者は、代表企業、構成企業及び協力企業にはなれない。なお、実施方針（案）公表日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

(2) アドバイザリー業務に関与している者に関する制限

本事業に係るアドバイザリー業務に関与している者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、代表企業、構成企業及び協力企業にはなることはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。なお、本事業の業務に係わっている者は次のとおりである。

- ・ 株式会社 建設技術研究所
- ・ シリウス総合法律事務所
- ・ 株式会社 学校文化施設研究所

4.4 特別目的会社（SPC）の設立等

入札参加者は、本事業に係る事業者選定の審査の結果、本事業を実施する事業者として選定された場合は、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC をふじみ野市内に設立する。

SPC の株式については、全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで保有するものとし、本市の事前の書面による承諾なしに、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行ってはならない。

4.5 参加資格要件確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、資格審査申請書類受付の日とする。ただし、参加資格確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、本契約締結日までの間に代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には事業契約を締結しないこととする。なお、仮契約締結後、市議会の承認が得られず契約締結が行えない場合、本市はその責を負わないものとする。

4.6 代表企業、構成企業及び協力企業の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力上支障がないと本市が判断する場合には追加・変更可能とする。

4.7 入札に関する手続

(1) 入札公告・入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、平成 25 年 4 月 1 日（月）に、本事業の調達に係る入札公告を行い、合わせて入札説明書等を本市ホームページで公表することにより行い、紙媒体での個別の交付は行わない。（本市ホームページアドレス <http://www.city.fujimino.saitama.jp/>）

(2) 入札説明会等

入札説明書等に関する説明会、事業予定地見学会を次のとおり開催する。また、給食配送校の見学については代表校を入札説明書等に関する説明会の終了後に開催する。なお、参加者は原則として 1 入札参加者 2 名以内とする。

※説明会での入札説明書等の配布は一切行わないので各自持参すること。

① 入札説明書等に関する説明会

- ・日時：平成 25 年 4 月 9 日（火）午前 10 時から午後 12 時まで
- ・場所：ふじみ野市役所本庁舎 5 階 大会議室

② 給食配送校（代表校）の見学 入札説明書等に関する説明会終了後に行う。

- ・日時：平成 25 年 4 月 9 日（火）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
 - ・集合：ふじみ野市立大井小学校
 - ・見学予定学校：大井小学校、福岡小学校、花ノ木中学校
- ※各自、スリッパ等室内履きを持参すること。

③ 事業予定地見学会 給食配送校（代表校）の見学終了後に行う。

- ・日時：平成 25 年 4 月 9 日（火）午後 4 時から午後 4 時 30 分まで
- ・集合：現地

(3) 入札説明書等説明会申し込み方法

別紙 1「入札説明会及び事業予定地等現地見学会参加申込書」に記入の上、電子メールにより、平成 25 年 4 月 5 日（金）午後 5 時までに、提出すること。また、電子メール送付の際に、開封確認の返信を求め、又は電話にて電子メール着信の確認をすること。

電子メールアドレス kyushoku-kensetsu@city.fujimino.saitama.jp

(4) 給食配送校の見学（代表校以外）

入札説明書等に関する説明会で見学する配送校以外（数校の指定とします）の見学については、事前に申し込みの上、以下の日時において見学を実施する予定である。

- ① 日時：平成 25 年 4 月 10 日（水）から平成 25 年 4 月 17 日（水）の間の数日で、学校の放課後を利用して実施する。
- ② 場所：本市の指定する各給食配送校のうち、給食配送に関連する箇所
- ③ 申込方法：教育委員会 教育総務部 学校給食課 学校給食センター建設係に平成 25 年 4 月 5 日（金）午後 5 時までに電話で連絡をすること。申し込みを受け付けてから各校と調整を行う。
- ④ 事前連絡先：049-220-2081

(5) 資料の閲覧

事業予定地の測量図面、地質調査報告書等の閲覧を、次のとおり行う。閲覧を希望するのは、事前に下記の担当窓口で連絡すること。

- ① 閲覧期間：平成 25 年 4 月 1 日（月）～平成 25 年 7 月 12 日（金）まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から午前 12 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで
- ② 閲覧場所：教育委員会 教育部 学校給食課 学校給食センター建設係
- ③ 事前連絡先：049-220-2081
- ④ 資料の貸し出し：資料の貸し出しを行いますが、後日返却ください。

(6) 入札説明書等に関する第 1 回質問・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：入札説明書等公表の日～平成 25 年 4 月 19 日（金）午後 5 時まで。
- ② 受付方法：別紙 2「入札説明書等に関する質問書」に記入のうえ、p. 17、4. 10 に記載の担当窓口で E メールにより提出すること。
- ③ 回 答：平成 25 年 5 月 17 日（金）までに本市ホームページにおいて公表する予定である。なお、質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表するものとする。

(7) 入札説明書等に関する第 2 回質問・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：第 1 回質問への回答の日～平成 25 年 5 月 31 日（金）午後 5 時まで。
- ② 受付方法：別紙 2「入札説明書等に関する質問書」に記入のうえ、p. 17、4. 10 に記載の担当窓口で E メールにより提出すること。
- ③ 回 答：平成 25 年 6 月 21 日（金）までに本市ホームページにおいて公表する予定である。なお、質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係

り、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表するものとする。

(8) 入札参加表明の受付

事業提案を提出する入札参加者は、参加表明書を次の期間に提出すること。参加表明書の提出を行った者に受付番号を通知する。

- ① 受付期間：平成 25 年 6 月 24 日（月）から平成 25 年 6 月 28 日（金）までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。ただし、最終日は午後 2 時までとする。
- ② 提出場所：p. 17、4. 10 に記載の担当窓口。
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：入札参加資格審査書類 様式 1-1

(9) 入札参加資格審査書類及び入札書類の受付期間・場所及び方法

入札参加資格審査書類及び入札書類を提出する入札参加者は、関係する書類を次の期間に提出すること。なお、入札日時に遅れた場合は、入札に参加できないものとする。

- ① 受付期間：平成 25 年 7 月 16 日（火）から平成 25 年 7 月 19 日（金）までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。ただし、最終日は午後 2 時までとする。
- ② 提出場所：p. 17、4. 10 に記載の担当窓口。
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：入札参加資格審査書類及び入札書類（下表参照）。

■入札参加資格審査書類

① 入札参加資格審査に関する提出書類	
・ 資格審査申請書	(様式 1-2)
・ 設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-3)
・ 建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-4)
・ 工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-5)
・ 維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-6)
・ 運營業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-7)
・ 入札参加者構成表及び役割分担表	(様式 1-8)
・ 委任状（構成企業→代表企業）	(様式 1-9)
・ 委任状（代表企業用）	(様式 1-10)
・ 事業実施体制	(様式 1-11)
・ 会社概要書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
・ 定款（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
・ 決算報告書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近 3 箇年）	(書式自由)
・ 登記簿謄本（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本）	
② その他	
・ 入札辞退届	(様式 2-1)

■入札書類審査書類

① 入札書類審査に関する提出書類	
・ 入札書類審査書類提出書	(様式 A-1)
・ 入札参加者構成表	(様式 A-2)
・ 入札書	(様式 A-3)
・ 入札価格計算書 (別表含む)	(様式 A-4)
・ 要求水準書及び添付書類に関する確認書	(様式 A-5)
② 提案書	
・ 事業計画全般に関する事項	(様式 B-1～5)
・ 設計業務に関する事項	(様式 C-1～5)
・ 建設・工事監理業務に関する事項	(様式 D-1～3)
・ 維持管理業務に関する事項	(様式 E-1～7)
・ 運營業務に関する事項	(様式 F-1～5)
・ 事業収支等提案書類	(様式 G-1～2)
・ 提案価格等提案書類	(様式 H-1～3)
・ 事業スケジュール表	(様式 I-1)
・ 計画図面等提案書類	(様式 J-1～17)
③ 基礎審査項目チェックシート	(様式 K-1)

※詳細は、様式集（入札参加資格審査）及び様式集（入札書類審査）作成要領を参照のこと。

(10) 入札の手順

- ① 提出された入札参加資格審査書類及び入札書類がすべて揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- ② 入札参加資格審査書類及び入札書類がすべて揃っている入札参加者の入札参加資格が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。入札参加資格審査の合否については、平成 25 年 7 月末までに通知します。
- ③ 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者の入札書類について落札者決定基準に従い審査を行う。
- ④ 審査された入札参加者の「入札書」（様式 A-3）を開札する。開札は、入札参加者の立会いのうえ、行うものとする。
 - i) 開札日時：平成 25 年 9 月 24 日（火）（予定） 午前 10 時～
 - ii) 開札場所：ふじみ野市役所第 2 庁舎 3 階 301 会議室（予定）
- ⑤ 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額抜きの金額を記載すること。入札金額が、本市の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2 回目）は行わないこととする。
- ⑥ 入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案を行った入札参加者の中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。
- ⑦ 本市は、別に公表する落札者決定基準に基づき、本市に設置する学識経験者等で構成する「ふじみ野市学校給食センター整備事業 PFI 事業者審査委員会」（以下「事業者

審査委員会」という。)による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。

- ⑧ 落札者となった代表企業に対して、平成 25 年 9 月末(予定)までに決定通知を行う。
- ⑨ 事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(11) ヒアリングの実施

本市は、入札参加者に対し、平成 25 年 9 月 23 日(祝・月)午後(予定)に提案書の内容に関するヒアリングを実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

(12) 入札の辞退

入札参加表明の受け付け番号を通知された者が、入札を辞退する場合は、入札参加資格審査書類及び入札書類の受付日までに入札辞退届(様式 2-1)を提出すること。

なお、入札を辞退した場合に、今後、本市の行う業務において、不利益な取扱をされることはない。

4.8 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札参加に際し、入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は、ふじみ野市契約規則の特例を定める規則(平成 24 年ふじみ野市規則第 46 号)第 2 条の規定に基づき免除する。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語・通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表及びその他本市が必要と認める時には、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、

契約に至らなかった入札参加者の提案については、本事業の公表以外には使用しないものとする。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うこととする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。また、提出された提案書類のうち、契約に至らなかった入札参加者の提案については、事業者選定後、返却する。

(8) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(9) 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① ふじみ野市契約規則第 14 条において無効と定める入札
- ② 公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
- ③ 入札参加資格審査書類並びに入札書類審査書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ④ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
- ⑤ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類

(10) 入札の延期等

- ① 公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。
- ② 入札参加者が 1 者であった場合であっても、落札者決定基準に基づき審査を行う。」

(11) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

4.9 入札予定価格

本市は、本事業に係る費用を 5,365,901,000 円(消費税及び地方消費税を含まない)と設計・積算し、予定価格を次のとおり公表する。

予定価格 5,365,901,000 円(消費税及び地方消費税を含まない)

なお、運営費の上限価格は 3,302,938,000 円(消費税及び地方消費税を含まない)とする。

また、予定価格については、ふじみ野市議会（平成 25 年 3 月）において長期債務負担行為設定済みである。

4.10 担当窓口

入札手続きについての本市の担当窓口を次のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

住所：〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡 1-1-1

ふじみ野市教育委員会 教育部 学校給食課 学校給食センター建設係

電話：049-220-2081

FAX：049-267-3737

E-mail：kyushoku-kensetsu@city.fujimino.saitama.jp

5. 入札書類の審査

5.1 事業者審査委員会

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する事業者審査委員会を設置する。事業者審査委員会は、提案内容審査における落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行う他、事業者選定において次項に示す審査を行う。

事業者審査委員会の委員は、次のとおりである。

【事業者審査委員会 委員】

	氏名	所属
委員	根本 祐二	東洋大学 経済学部 教授
委員	篠崎 正彦	東洋大学 理工学部 准教授
委員	堀端 薫	女子栄養大学 栄養学部 専任講師
委員	西川 邦夫	ふじみ野市 総合政策部長
委員	高山 稔	ふじみ野市 教育部長

5.2 審査方法

事業者の選定は、下記に示した項目ごとに審査する。

資格審査と事業提案審査における審査項目は、次のとおりである。

【資格審査】

①入札参加資格の審査

本市が入札参加者の参加資格に関して示した項目について審査し、本事業を継続的かつ安定的に遂行しうる能力の有無を審査する。かかる能力が認められない者は失格とする。

【事業提案審査】

資格審査を通過した入札参加グループであって、事業提案において要求水準書に規定する条件を満たすことが出来ない者は失格とする。

①事業計画に関する審査

設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務及び運営業務を遂行するための事業計画及び事業収支計画の現実性、安定性について審査する。

②設計業務提案に関する審査

給食センターの基本計画図（概要書・外部仕上表・内部仕上表・配置図・平面図・立面図・断面図・その他必要図面）、設計業務遂行に関する提案、要求水準書において示す設計業務の項目と達成水準に対する提案、設計業務の実施体制等に関する入札参加者の提案を審査する。

③建設業務・工事監理業務提案に関する審査

給食センターの建設業務の遂行に関する提案、建設業務の実施体制等に関する入札参加者の提案を審査する。また、建設工事に係わる品質の確保を確実に実施するための工事監理業務遂行に関する手法等の提案、工事監理業務の実施体制等に関する入札参加者の提案を審査する。

④維持管理業務提案に関する審査

給食センターの維持管理業務遂行に関する提案、要求水準書において示す維持管理業務の項目と達成水準に対する提案、維持管理業務の実施体制等に関する入札参加者の提案を審査する。

⑤運営業務提案に関する審査

給食センターの運営業務遂行に関する提案、要求水準書において示す運営業務の項目と達成水準に対する提案、運営業務の実施体制等に関する入札参加者の提案を審査する。

⑥入札参加者独自の提案に関する審査

本事業の主旨に沿った内容で、設計、建設・工事監理、維持管理、運営業務以外の入札参加者独自のノウハウやアイデア、地域社会・経済への貢献等に関する入札参加者の提案を審査する。

⑦提案価格に関する審査

上記において提案した事項と提案者の入札価格を審査する。なお、低入札価格調査基準価格を設定する。

上記①から⑦の項目に関する審査結果を総合的に評価する。

上記の審査に関わる具体的な落札者決定基準については、入札説明書等において示す。

5.3 落札者の決定

本市は、事業者審査委員会における審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

5.4 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

6. 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、以下のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

6.1 立地条件等

給食センターを立地する敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

- ① 事業予定地：埼玉県ふじみ野市中福岡字宮田 122 他
- ② 敷地面積：約 5,900 m²
- ③ 地域地区等：市街化調整区域
- ④ 土地の所有：市有地※平成 25 年 8 月頃に民地取得予定
- ⑤ 道路幅員：南側道路 6.45m～7.25m、西側道路 6.7m～9.0m
- ⑥ 法定建ぺい率：60%
- ⑦ 法定容積率：200%
- ⑧ その他：造成工事は、本市で実施する。(平成 26 年 10 月頃完成予定)

6.2 施設の設計・建設・工事監理・維持管理・運営等の提案に関する条件

施設の設計、建設・工事監理、維持管理・運営等の提案に関する条件は、「2.8 事業の対象範囲」で示す内容及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえたうえで、入札書類を作成すること。

6.3 業務の委託

事業者は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設・工事監理、維持管理、運營業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本市の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。本市は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負はすべて事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

6.4 資金計画・事業収支計画に関する条件

- ① 要求水準書に記載されている食数の推計値を参考に、固定費及び変動費を算出すること。ただし、提案にあたっては、条件を統一するため、食数は5,300食/日として提出することとする。
- ② 割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利鞘（スプレッド）の合計とする。提案提出時に使用する基準金利は2.0%とする。
- ③ 提案提出時の資金計画・事業収支計画作成に当たり、一時支払い金は平成28年2月末に支払われる予定とし、一時支払い金は、国庫補助金（学校施設環境改善交付金）及び合併特例債をもって充てる予定である。
一時支払い金の計算は次のとおりとする。

$$\begin{aligned} & \text{国庫補助対象事業費} \cdots \cdots \cdots \text{①} \\ & (\text{施設費} - \text{国庫補助対象事業費}) \times 95\% \cdots \cdots \text{②} \text{ (十万円未満切り捨て)} \\ & \text{一時金支払い額} = \text{①} + \text{②}、\text{及びこれらに賦課される消費税及び地方消費税額} \end{aligned}$$

国庫補助対象事業費とは、共同調理場及び付帯施設に対するもの（246,850,000円（消費税及び地方消費税を除く。）、太陽光発電設備の導入に関するもの（太陽光発電設備設置工事費）をいう。

施設費とは、設計費、建設工事費（厨房機器等設置工事、外構工事に係る費用を含む。）、工事監理費、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用、及びそれらに賦課される消費税及び地方消費税額をいう。

太陽光発電設備設置工事費とは、太陽光パネル、パワーコンディショナー、架台、表示パネル等の設置にかかる費用、及びそれらに賦課される消費税及び地方消費税額をいう。

なお、実際に支払う段階で、この一時支払金の金額変更があった場合、事業者が発生するコスト（融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料等）は本市の負担とする。

- ④ 光熱水費についても入札書類審査書類H-2に記載すること。

6.5 本市の費用負担

以下の費用については、本市が費用負担するものとする。

- ① 光熱水費（維持管理及び運営期間中）
- ② 電話料金等（インターネット通信費を含む。）（事業者側に発生する費用を除く。）
- ③ 大規模修繕費
- ④ モニタリングに係る費用（事業者側に発生する費用を除く。）

6.6 サービスの対価

事業契約約款（案）別紙 4 及び別紙 5 に基づく。

6.7 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

事業契約約款（案）別紙 2 に基づく。

6.8 土地の使用

本事業の事業用地は本市の市有地（*平成 25 年 8 月頃に民地取得予定）であり、事業者は、工事着手予定日をもって、本施設等の引渡し日までの期間、建設・工事監理業務の遂行に必要な範囲で、本事業用地を無償で使用することができるものとする。

6.9 保険

事業契約約款（案）別紙 3 に基づく。

6.10 本市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

6.11 財務書類の提出

事業者は、維持管理及び運営業務期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、毎会計年度の最終日から起算して 3 箇月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けたうえで、監査済財務書類の写しを本市に提出し、本市に監査報告を行うこと。

7. 契約に関する事項

7.1 契約手続き

(1) 契約の条件

落札者と本市は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意するとともに、SPC 設立後、速やかに仮契約の締結を行う。また、当該仮契約は、PFI 法第 9 条の規定により本市議会で議決されたときに本契約になるものとする。ただし、本市は、当該議案が本市議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

(2) 契約の解除

落札者決定後、事業契約に係る議案の本市議会の議決があるまでの間に、当該落札者が「入札参加者の備えるべき参加資格要件」に示すいずれかの要件を満たさなくなった時は、当該仮契約を締結しないことがあり、又は仮契約を締結している時はこれを解除することがある。この場合、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約、もしくは再入札を行うことがある。

7.2 契約の枠組み

(1) 対象者

SPC

(2) 締結時期及び契約期間

仮契約 平成 25 年 11 月

本契約 平成 25 年 12 月

SPC 設立後、本市は SPC と速やかに仮契約を締結する。契約期間は、設計・建設期間及び維持管理及び運営期間の約 17 年間とする。

(3) 事業契約の概要

事業者が本市を相手方として締結する事業契約は、事業契約書（案）によるものとし、事業契約書（案）の内容は、提案書提出時に未定であったもの以外は変更しないこととする。

事業契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理及び運営に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

7.3 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に、当該入札価格中の消費税等課税対象額に係る消費税等相当額を加えた金額とする。

7.4 契約保証金

事業契約約款（案）第 35 条及び第 59 条（契約書との整合確認）に基づくものとする。

7.5 事業者の事業契約上の地位

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡し、又は担保の提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。

なお、入札参加者等が保有する SPC の株式については、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができないものとする。

8. 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

8.1 事業者の債務不履行に起因する場合

事業者が事業契約上の債務を履行しない場合、本市は事業者に対して改善勧告を申し入れる。

また改善勧告を行っても改善が認められない場合は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ることにし、また事業契約を解除できるものとする。

本市が事業契約を解除した場合、事業者は本市に生じた損害を賠償するものとする。

事業者が破綻した場合、本市は事業契約を解除し、また直接事業継続のための手段を講じるものとする。

8.2 本市の債務不履行に起因する場合

本市の債務不履行により事業継続が困難となった場合には、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。この場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

8.3 不可抗力事由に起因する場合

不可抗力事由により事業の継続が困難となった場合には、本市と事業者は事業継続の可否について協議を行う。一定の期間内に協議が整わない時は、それぞれの相手方に事前に書面によりその旨を通知することにより、本市及び事業者は事業契約を解除することができるものとする。

8.4 金融機関との協議

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて事業者は資金供給を行う融資機関（融資団）等と本市で直接協定を締結することがある。